

令和５年度 一般会計等財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から審査に付された令和５年度健全化判断比率及び資金不足比率審査資料の内容が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

2 審査の期間

令和６年８月１日から同年８月２６日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる資料は、いずれも適正に計算・作成されているものと認められた。

算定による各比率は、早期健全化基準及び経営健全化基準と比較して、健全な比率であり、効率的な行財政運営に努めた予算執行の成果であると判断する。

財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果は、次のとおりである。

健全化判断比率

区 分	令和５年度	早期健全化基準	備考
	(%)	(%)	
①実質赤字比率	—	１３．１０	
②連結実質赤字比率	—	１８．１０	
③実質公債費比率	６．８	２５．０	
④将来負担比率	５１．１	３５０．０	

⑤資金不足比率

区 分	令和５年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
下水道事業特別会計	—	２０．０	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和５年度の実質赤字比率は、実質赤字額が発生していないので当該数値は算定表示されない。

○ 実質赤字比率 ＝ 一般会計等の実質赤字額 ÷ 標準財政規模
(一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率)

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が発生していないので当該数値は算定表示されない。

$$\text{○ 連結実質赤字比率} = \text{連結実質赤字額} \div \text{標準財政規模}$$

(全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率)

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は6.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。

$$\text{○ 実質公債費比率} = \{ (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{(3ヵ年平均) 元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \} \\ \div \{ \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \}$$

(一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率)

④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は51.1%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。

$$\text{○ 将来負担比率} = \{ \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込み額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額}) \} \div \{ \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \}$$

(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)

⑤ 資金不足比率について

令和5年度の下水道事業会計は資金不足が発生していないので当該数値は算定表示されない。

$$\text{○ 資金不足比率} = \text{資金の不足額} \div \text{事業の規模}$$

(公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率)

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。